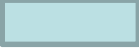


## ◆～包括申請について～◆

無人航空機の許可承認申請では飛行経路を特定せずに申請いただくことも可能です。(日本全国、〇〇県など)  
この場合、飛行期間は原則3ヶ月(1年間を最長)としてご提出ください。

(飛行例)・人又は家屋の密集した地域の上空における、目視外飛行及び30m未満での飛行  
・夜間飛行、目視外飛行、及び30m未満での飛行

ただし、以下  の飛行を実施する場合は、**飛行経路を特定しない申請はできません**のでご注意ください。  
また、飛行経路を特定しない申請を実施する場合は『航空局標準マニュアル02』に記載された安全体制を設定する必要があります。

### 【飛行の経路を特定する必要がある飛行】

- ・空港等周辺における飛行
- ・地表または水面から150m以上の高さの空域における飛行
- ・人又は家屋の密集している地域の上空における夜間飛行
- ・夜間における目視外飛行
- ・補助者を配置しない目視外飛行
- ・趣味目的での飛行
- ・研究開発目的での飛行

### 【飛行の経路及び日時を特定する必要がある飛行】

- ・人又は家屋の密集している地域の上空で夜間における目視外飛行
- ・催し場所の上空における飛行

※申請方法で不明な点などございましたら、《無人航空機ヘルプデスク》にお問い合わせください。  
無人航空機ヘルプデスク:[「無人航空機の飛行のルール」](#)ホームページ最下段をご確認ください。

## ◆～一括申請について～◆

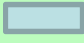
申請が必要な飛行について、複数の事項の許可等が必要な場合は、一括して申請いただくことが可能です。

(飛行例)・人又は家屋の密集した地域の上空における、目視外飛行及び30m未満での飛行  
・夜間飛行、目視外飛行、及び30m未満での飛行

ただし、前ページ  の飛行を実施する場合は、飛行経路を特定しない申請はできませんのでご注意ください。

## ◆～包括申請について～◆

申請が必要な飛行について、同一の申請者が一定期間内に反復して飛行を行う場合であり、また継続的に飛行を行う場合は、1年を限度として申請いただくことが可能です。

また、前ページ  【飛行の経路を特定する必要がある飛行】において、同一期間内に異なる複数の場所で飛行を行う場合は、纏めて申請いただくことが可能です。(地図は1申請につき、5つまで作成が可能です)

(飛行例)・地表または水面から150m以上の高さの空域における飛行(神奈川県相模原市、神奈川県平塚市、etc)

## ◆～代行申請について～◆

申請が必要な飛行について、複数の申請者による飛行をとりまとめる場合の申請は、それらの飛行をとりまとめる者を代表者とし、代行して申請いただくことが可能です。(事業者代表者、クラブ代表者等)

また、飛行の委託を行っている者が受託者の飛行について行う場合の申請は、飛行の委託を行っている者に、代行して申請いただくことが可能です。

なお、申請に関する内容、飛行許可承認後の飛行の事実確認等、航空局からの問い合わせは代行申請者に対し行うこととしております。(飛行の事実確認等において、担当者が代行申請者と異なる場合は、その旨明示してください。)